

協社 だより

No.214
広げよう福祉の輪を

県老連から寿詞贈呈
95歳の会員へ

県老人クラブ連合会から、95歳を迎えた老人クラブ会員25人へ寿詞(お祝いのご言葉)が届きました。

寿詞はそれぞれの所属単位クラブを通じて、本人へ贈呈されました。対象者は次の通りです。

※県老連への対象者の報告は令和4年6月に行っています。

- 堅志田老人クラブ 木村 和子さん 渡邊 能子さん 益田 又雄さん
- 大沢水老人クラブ 白石 周さん
- 岩下老人クラブ 田中フサエさん 岩本ミスエさん 田中 只吉さん

教育支援資金 (無利子)の貸付

社会福祉協議会では、高校・大学(短大を含む)・専門学校に進学する生徒がいる世帯に、無利子で学費などをお貸しする生活福祉資金貸付事業(教育支援資金)を実施しています。貸付限度額などは別表のとおりです。ただし、次の条件があります。

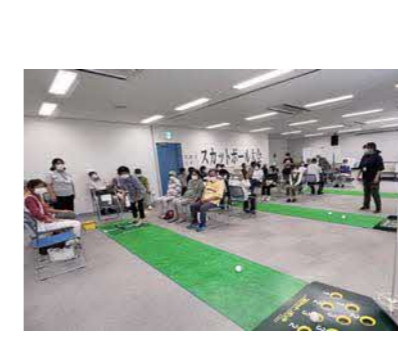
- ①比較所得の多い世帯(規定あり)は対象外。
 - ②他の公的資金融資(日本学生支援機構奨学金、熊本県育英資金、母子父子寡婦福祉資金)など、他施策が優先されます。
 - ③同一世帯で連帯借受人(生計中心者)が必要。
- ※年齢に上限があります。
●入学後に必要となる教育支援費は、原則として入学する2か月前から申し込みが可能です。

●就学支度費については、受験票の写しなど、借入申込者が受験をすることが確認できる書類が揃った時点から、入学する月の前月15日までに、借入申込書が県社

資金種類	学校種別等	貸付額	利率
教育支援費	高等学校	月額35,000円以内	無利子
	高等専門学校	月額60,000円以内	
	短期大学	月額60,000円以内	
	大学	月額65,000円以内	
就学支度費	—	50万円以内	

会福祉協議会に到着したもののしか受け付けられません。**貸付の決定と返済方法**
●貸付の可否は、県社会福祉協議会で審議・決定されます。審査会は月2回の開催頻度です。申し込みから決定まで2週間から1か月ほどかかります。

- 岩野老人クラブ 村田 勉さん 岩永 芳枝さん
- 坂本老人クラブ 杉本久次郎さん 黒木セイコさん
- シニアクラブ土喰 赤星キヌヨさん 三浦セツ子さん 赤星恵佐子さん 吉本 明子さん 藤本シヅ子さん
- 名越谷福寿会 駒田ヨシエさん 善積美智子さん 内永スミ子さん 山田フミエさん 稲葉シズ子さん
- 安部福寿会 石坂 利男さん
- 洞岳恵寿会 丸山 勝次さん
- 大窪・境永寿会 藤岡ナミエさん 内田みち子さん
- 川越聖寿会



町老人クラブ連合会では、9月2日(金)、8日(木)の2日にわたり、令和4年度スカットボール大会を開催しました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、午前・午後に分けての開催となりましたが、総勢41チームが熱戦を繰り広げました。参加者は競技中も手指の消毒など全員の協力のもと、楽しい大会となりました。

町老人クラブ連合会
スカットボール大会

●貸付決定された資金は、社会福祉協議会を通じ、借用書(誓約書)と引替えに交付されます。

●償還は、進学した生徒の卒業後3か月(据置期間)を経て始まります。専用の払込用紙にて、ゆうちょ銀行または肥後銀行各店で払込みをしてください。

問合せ先
町社会福祉協議会
☎47・0065 (本所)
☎46・3409 (支所)

美里町災害義援金 配分委員会 金一封

寄付お礼

- 香典返しのお礼 7月受付分
- 佐 俣 桑田 三男さん
 - 中 島 智海さん
 - 岩 野 井本登志枝さん 博 様
 - 福岡県糟屋郡宇美町 霍田 修二さん
 - 上益城郡甲佐町 内田由美子さん 亡 修 様 (石野)
 - 小 筵 亡 友田 貢様 (安部)
 - 三浦 伸一さん 亡 弘之 様
 - 熊本市北区龍田陳内 亡 ミチコ 様
 - 佐 俣 亡 一枝 様 (馬場)
 - 中 島 信子さん 亡 忠義 様
 - 坂 本 杉本キヌエさん 亡 久次郎 様
 - 川 越 山田 輝臣さん 亡 良雄 様
 - 熊本市東区八反田 津川 一博さん 亡 梅子様 (甲佐平)
 - 萱 野 亡 榊野 和子さん 亡 正吾 様

10月の行事予定

- 障がい者相談会 (8日)
- 障がい者相談会定例会 (11日)
- 心配ごと(住民)相談 (11日)
- 民協例会 (20日)
- 心配ごと(住民)相談 (25日)

※新型コロナウイルス感染症の感染状況次第では中止となる場合があります。



自分のために・みんなの安心… 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要がある場合も、自分でこれらを行うのが難しい場合があります。また、自分には不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法などの被害にあうおそれもあります。

このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

判断能力が常時欠けている人

判断能力が著しく不十分な人

判断能力が不十分な人

後見

保佐

補助

法定後見制度
家庭裁判所によって成年後見人等が選任されます。

任意後見制度
判断能力が不十分になってから事前に決めた後見人が支援します。

問合せ 社会福祉協議会 ☎46-3409